

## 全員協議会会議録

---

---

1	開 会（議長）	3
2	あいさつ（市長）	3
3	議 題	3
	(1) 報告事項について	3
	① 令和2年度人事異動について	3
	② 矢板市総合戦略の計画期間延長に伴うK P Iの見直しについて	7
	③ 矢板市総合計画策定に係る市民意識調査の結果について	9
	④ 新型コロナウイルス感染症対策について	1 1
	⑤ 矢板市営住宅条例の一部改正について	2 2
4	その他	2 2
5	閉 会	2 2

- 
- 
- 日時 令和年4月21（火）午前10時00分～午前11時00分
  - 場所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市 横 塚 順 一
- ③ 教長 村 上 雅 之
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 高 橋 弘 一
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 裕 司
- ⑥ 総務部長兼総務課長 塚 原 延 欣
- ⑦ 税務課長 丸 谷 久美子
- ⑧ 健康福祉部長兼社会福祉課長 石 崎 五百子
- ⑨ 高齢対策課長 村 上 治 良
- ⑩ 子ども課長 田 城 博 子
- ⑪ 健康増進課長 沼 野 晋 一
- ⑫ 市民生活部長兼くらし安全環境課長 小野寺 良 夫
- ⑬ 市民課長 柳 田 恭 子
- ⑭ 農林課長兼農業委員会事務局長 和 田 理 男
- ⑮ 商工観光課長 小野崎 賢 一
- ⑯ 経済建設部長兼建設課長 津久井 保
- ⑰ 都市整備課長 柳 田 豊
- ⑱ 地籍調査課長 黒 田 禎
- ⑲ 会計管理者兼出納室長 細 川 智 弘
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長 小 瀧 新 平
- ㉑ 生涯学習課長 山 口 武
- ㉒ 選挙・監査事務局長 星 野 朝 子
- ㉓ 上下水道事務所長兼水道課長 柳 田 和 久
- ㉔ 下水道課長 斎 藤 正 樹
- ㉕ 総務課行政担当主幹 佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】 なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 森 山 敦
- ③ 副主幹 黒 崎 真 史

## 1 開 会

(10:00)

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。

## 2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

新年度になり初めてとなります全員協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用のところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

この度の市長選挙におきまして、市民の皆様の温かい励ましと力強いご支援をいただき、引き続き矢板市政を担わせていただくことになりましたので、議員各位におかれましても、引き続きよろしく願いいたします。

さて、本日の議題につきましては、「令和2年度人事異動について」など5件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長からご報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 3 議 題

### (1) 報告事項について

#### ①令和2年度人事異動について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） おはようございます。

報告の前に少しお時間をいただきまして、新年度議会に出席する部課長を座席

順に自己紹介をさせていただきたいと思います。

(議会出席部課長の紹介。座席順に自己紹介)

総合政策部長兼総合政策課長の高橋です。よろしくお願ひいたします。(氏名を名乗った後の「よろしくお願ひいたします。」は、以下同じ。)

総務部長兼総務課長の塚原です。

健康福祉部長兼社会福祉課長の石崎です。

健康増進課長の沼野です。

市民生活部長兼危機管理監兼くらし安全環境課長の小野寺です。

秘書広報課長の佐藤です。

税務課長の丸谷です。

高齢対策課長の村上です。

子ども課長の田城です。

市民課長の柳田です。

教育部長兼教育総務課長の小瀧です。

会計管理者兼出納室長の細川です。

経済建設部長兼建設課長の津久井です。

農林課長兼農業委員会事務局長の和田です。

上下水道事務所長兼水道課長の柳田です。

監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長の星野です。

商工観光課長の小野崎です。

都市整備課長の柳田です。

地籍整備課長の黒田です。

生涯学習課長の山口です。

下水道課長の斎藤です。

○議長 続きまして、議会事務局について紹介をお願いいたします。

○事務局長（薄井勉） 改めまして、事務局長の薄井です。よろしくお願いいたします。

また、書記を紹介いたします。書記の森山敦です。

（森山書記黙礼。）

同じく、書記の黒崎真史です。

（黒崎書記黙礼。）

○議長 暫時休憩いたします。 （10：06）

○議長 ここで、関係職員以外はご退席ください。必要に応じて入室することはできます。

（執行部一部退席）

○議長 会議を再開いたします。 （10：09）

○議長 総務課長からの説明を求めます。

○総務課長 それでは令和2年度の人事異動につきまして、報告いたします。

資料はございません。

今回の人事異動につきましては、部長級6名、課長5名、主幹23名を含む総数112名の異動でございました。退職者は部長級5名、課長級1名が含まれておりますが、この異動規模は、ここ数年では小規模でございました。

今回の異動の特徴といたしましては、農林行政と農業委員会業務の連携を図るため、農林課長が農業委員会事務局長を兼ねることとし、農林課長を参事職としました。中心市街地の公図混乱地域の公図整理のため、地籍調査の手法のみならず、あらゆる手法を検討する必要がありますので、組織を強化するため地籍調査班を廃し、地籍整備課を設置しました。

次に職員を増員した課は、4つほどございます。まず総合政策課、こちらは総合計画、地域強靱化計画など各種計画の策定・更新がありますことから業務が増加する。また国勢調査に対応するため、計画企画担当と電算統計班を1名ずつ増員しました。

社会福祉課におきましては、低所得者・子育て世帯主向けプレミアム付き商品券発行事業はなくなりましたが、被生活保護者の糖尿病重症化予防事業が必須化され、訪問指導が必要となりました。更に戦没者の遺族等に対する第11回特別弔慰金支給事務が増加するため、1名増員しました。

また高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業に対応するため、健康増進課に保健師を1名増員しました。

商工観光課につきましては、矢板スポーツコミッション及び観光協会の在り方、八方ヶ原の課題など、検討を要する事項が増加しているため、1名増員しました。

次に女性職員の登用につきましてであります。きめ細やかな市民サービスを行い、市民満足度を向上するため、また女性活躍推進としまして、選挙監査事務局長に女性を登用し、引き続き税務課長も女性を登用しました。部課長級の内女性は、昨年より1名多い6名でございます。

最後に関係機関への派遣についてであります。まず県への派遣は、実務研修員としまして、昨年度に引き続き、県の総合政策部市町村課と農政部農政課へそれぞれ主任級の職員を1名派遣しました。また相互交流といたしまして、矢板市では初となる、主事級の女性職員1名を地球温暖化対策課へ派遣し、県の主任級職員1名を社会福祉課に受け入れております。このほか矢板県税事務所に主幹級職員を1名、栃木県後期高齢者広域連合へ主査級職員1名を派遣してございます。

令和元年度の退職者は早期退職者を含め12名でありまして、令和2年度の採用職員は7名であります。4月1日現在の職員数は258名となっております。今後も業務の状況を見ながら財政健全化に努め、職員採用数について決定してまいりたいと考えております。

説明は以上です

○議長 ただいまの説明に対し、ご質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

## ② 矢板市総合戦略の計画期間延長に伴うK P Iの見直しについて

---

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長（高橋弘一） 総合戦略の計画期間延長につきましては、昨年8月の全員協議会におきまして次期総合計画の策定方針をご説明した際に、1年延長することをご報告いたしました。この計画期間延長に伴う延長分のK P Iの目標値を設定しましたのでご報告いたします。

まず延長する趣旨といたしまして、資料記載の後半部分、下から4行目辺りになりますが、矢板市の課題である人口減少や少子高齢化、それに伴う地域活力の低下や住民負担の増加など、総合計画と総合戦略は密接な関係にあることから、次期総合計画と次期総合戦略を一体的に策定するため、現行の総合戦略を1年延長することとしました。

この計画期間の延長に伴う延長分の目標値でございますが、次の資料、表になっている資料になりますが、こちらは、施策体系とK P I一覧になります。

一番右側の欄に、新目標値を記載してございます。実績、伸び率などを踏まえまして、必要に応じて改定を行ったものです。既に達成しているものや、

達成見込みのものなどにつきましては、伸び率で上方修正しておりまして、事業が終了したものなどにつきましては、下方修正してございます。

この中で上方修正したものは、5つございます。上から5番目の後継者育成研修受講者数、14番目のスポーツ交流人口、15番目の定住補助金申請件数、22番目の出生数に占める第三子以降の割合、28番目のはつらつ館利用者数の5つの目標は上方修正を行いました。

下方修正を行ったものは、3つございます。23番目の男女共同参画「みんなのつどい」参加者数でございます。このみんなのつどいは、文化会館で実施しておりましたが、開催会場の変更により、100人に下方修正してございます。24番目のふるさと学習講座受講者数でございますが、これにつきましては、事業終了により0としております。25番目の地域等の外部人材を活用した授業、講座数につきましては、西小学校の廃校に伴いまして、下方修正してございます。

次の資料からは、進行管理の検証シートでございまして、こちらの資料の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、総合戦略の計画期間延長に伴うKPIの見直しの説明となります。

○議長 ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

○掛下議員 2点要望をお願いしたい。まず1点目、定住補助金について、目標値等を決める際、他市町村との比較もしているでしょうが、私なりに調べた結果、矢板市では5,500万円ほどの予算ですが、那須塩原市や他の大きい市でも1~2,000万円程度で、矢板市のような大規模なところは近隣になく、矢板市と那須町だけが相当な規模で実施しています。



これが人口増に結び付けるという大きな目的なら理解できますが、70%が市内の移動に対するものであり、自分には理解できません。那須町でも転入補助金としてしていますので、内容を変えていただきたい。

もう1点は、コンパクトシティという項目をあげていますが、宇都宮市などを除いて近隣にこれを大々的にあげているところは無く、矢板市の特徴である自然と、たとえば教育文化の街という題材で施策を行えば、都会の人に来てもらえると思う。都会に住んでいる人がコンパクトな所に入ってくるとは思えないので、中身を検討して欲しいと思います。

○議長 要望でよろしいですか。

○掛下議員 はい。

○議長 ほかに御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

### ③ 矢板市総合計画等策定に係る市民意識調査の結果について

---

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長 説明にあたりましては、概要版で説明させていただきます。

抜粋していない報告書は、138ページにわたりますが、議員の皆さまのタブレットに、データで配布しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは表紙の次のページ、1ページになります。この「意識調査」につきましては、昨年12月に、市内にお住いの18歳以上の方から、2,000人を無作為に抽出いたしまして、実施したものでございます。

有効回収数は638人で、5年前の前回とほぼ同じ31.9%の回収率でござ

ございました。

2ページからが調査結果を抜粋したものでございます。まず、住みやすさですが、「住みよい」と、「まあ住みよい」を合わせた住みよいの合計は、前回の平成27年度と比較いたしますと1.9ポイント上昇してございます。

3ページ、4ページには、住みよい理由、そして住みにくい理由が、それぞれ記載されております。こちらの説明は、省略させていただきます。

次のページは2-4定住意向になります。矢板市への定住意向につきましては、前回の平成27年度と比較しますと、「永住するつもり」が減少しまして、「わからない」が増加していることから、定住意識が低下しているものと考えられます。

次のページ2-8は満足度と重要度で、数値が高いものを抜粋して載せてございます。これらを評点化しまして、グラフといいますか、図にしたものが、7ページになりますが、満足度を縦軸、重要度を横軸とした図でございます。これは、満足度と重要度の平均値で4つに区切りまして、分類したものでございます。

満足度と重要度がいずれも高いものを重点維持項目、満足度が高く重要度が低いものは維持項目、満足度が低く重要度が高いものは重点改善項目、満足度が低く重要度も低いものは改善項目のところにそれぞれプロットされております。

次のページの2-9は特に重要な施策でございまして、前回の平成27年度と比較できる資料になっております。年前に比べて増加しているものは、中ほどにある「地震や風水害への防災対策」が8.7ポイント増加しております。さらに下にある「バス、鉄道など公共交通の利便性の向上」が6.4ポイント

増加している状況でありまして、近年多発している自然災害や、高齢化社会の進展により増えたものと考えられます。

次のページからは人口減少についてございまして、5－1の人口減少の認知度から13ページの5－6の人口減少への対策までございます。13ページの5－6人口減少への対策におきましては、対策として、「働きながら結婚し子育てできる環境の整備」、そして「雇用機会の創出・拡大」が5年前の調査と同様に、高い状況であります。

次のページからは、結婚についてでございます。この中では、16ページになりますが、6－6に子どもの数がございます。現在の子どもの人数は、前回の平成27年度と比較しますと、「子どもはいない」が大きく増えた状況です。また、予定の子どもの人数でも、持つ予定はないが大幅に増えた状況になっております。

簡単ではありますが、以上が、概要版を用いた意識調査報告書の説明になります。

これから、今後は、これらの内容を詳しく分析しまして、住民ニーズや、課題について検討を行いまして、次期総合計画の策定を進めてまいりたいと考えております

○議長 ただいまの説明に対し、ご質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症対策について

---

○議長 報告を求めます。

○健康増進課長（沼野晋一） まず、昨日までの栃木県内の新型コロナウイルス

ス感染症患者の発生状況についてご報告いたします。患者の人数は49名であります。

その内県北健康福祉センター管内につきましては、那須塩原市在住の方6名でございます。患者49名の内10名の方が既に退院されております。

4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づいて、国において緊急事態宣言を行いました。緊急事態措置を実施すべき期間については、令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間でありまして、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県であります。

矢板市としましては、それまで矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部として実施してまいりましたが、法律に基づかない任意のものであります。こちらは国の非常事態宣言を受けまして、4月7日に特別対策措置法に基づく対策本部として改めて設置したものでございます。そして4月8日には第6回となります対策会議を開催しました。

新型コロナウイルスを蔓延させないためには皆さんの行動が大切です、というチラシを4月10日、行政区長様に全戸配布をお願いしたところでございます。内容といたしましては、緊急事態宣言が発令された地域への外出自粛や、3つの密を避けること、咳エチケットと手洗いの徹底、市立小中学校の臨時休校等を記載させていただきました。

県北健康福祉センター管内において4月9日感染症の発生が確認されたため、4月10日に第7回目の対策本部会議を開催いたしました。そこで、総務班、情報班など5つの専門班を設置して、全庁的に対応できる体制を整えたところでございます。

4月16日には国において、全都道府県を緊急事態措置の対象といたしま

した。期限は当初の発令期限であります5月6日までとなっております。これを受けまして、県においては4月17日に県の対策本部会議、4月18日には市長村長会議を開催したところであります。

矢板市におきましては、4月17日に全課長が部員であります、新型コロナウイルス感染症危機管理対策部会を開催いたしました。4月20日に第8回目となります市対策本部会議を開催したところでございます。

その中で、「矢板市における会議・イベント等開催判断基準」について見直しをいたしました。それまでの基準としては、感染拡大を防止するための対策がどの程度できるか等の感染リスクの評価を行い、開催を判断するとしておりました。今回判断基準を見直し、栃木県が緊急事態措置の期間中については、規模や場所に関わらずイベント等は中止する。また、期間終了後につきましては、不特定多数の方が参加するイベント等は、9月30日までは原則中止または延期といたします。それ以外につきましては、これまでの基準と同じくしていくと見直したところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する対応策として、4つの大きな柱を基に対応していくといたしました。1つ目として、市民の感染予防対策。これは市民の不要不急な市外への外出自粛要請や、生活・健康維持に必要な場合を除く外出自粛の要請の強化などを実施していきます。

2つ目として、児童生徒の学力向上対策ですが、このあと教育総務課長からご報告があります。3つ目として、経済対策。こちらは、生活必需品の買い物は市内店舗を利用するよう周知するというところでございます。4つ目として、市役所の業務継続ですが、こちらは総務課長からご説明します。

以上4つの柱のもと対応策を実施して行きますが、先ほどお伝えした、市民の外出自粛の要請など市民への周知につきましては、再度チラシを作成し、お

配りする予定でございます。

また本日4月21日夕方6時から、矢板市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催いたします。この会議は市長を会長として、副会長に矢板市医師団団長及び国際医療大学塩谷病院院長、構成員として市議会議長、市対策本部員、市内各団体の代表者にお集まりいただき、新型コロナウイルス感染症対策について情報共有と意見交換をする予定でございます。

また市役所内の各課において実施可能な対応策については実施していくこととなっております。まず職員にマスクの着用を義務付けております。しかしながら、マスクは店舗での品薄状態が続いており、個人での入手が困難でありますので、市の備蓄マスクを各課に配布したところでございます。

また来客用窓口について、カウンター等来客者が触れるところなどを定期的に消毒しているところでございます。また、学校休業に合わせて開催しております、放課後子ども教室の市保健師による巡回を、児童の健康状態の確認や感染症予防の注意喚起につつまして、週1回実施しております。

この他新型コロナウイルス感染症対策の状況につつましては、所管の課長からご報告いたします。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） 防災行政無線での注意喚起を5月6日まで実施することといたしました。また防災メールにつつましては3回実施しております。

以上でございます。

○商工観光課長（小野崎賢一） つつまして、新型コロナウイルス感染症に関する企業向け特別相談窓口の相談状況につつまして、ご報告いたします。

2月25日に企業向けの特別相談窓口を商工観光課内に設置しまして、昨日までの相談件数は11件ありました。相談内容としましては、中小企業者

の資金繰りや経営対策、また小学校等の臨時休業に対する保護者への支援制度などの相談をお受けしました。その相談内容によりまして、栃木労働局や金融機関などを紹介しました。

また、民間の信用保証付き融資、いわゆるセーフティーネット保証の申請・認定件数が27件、矢板市制度融資の一つであります新型コロナウイルス対策緊急支援資金の申込件数が2件となっております。

次に新たに始めますテイクアウトクーポン券の配布につきまして、ご報告いたします。緊急事態宣言が発令され不要不急の外出自粛が要請されており、これに伴い来店来客数の減少による経営状態の悪化が懸念される飲食業に対し、外出自粛により鈍化した顧客の来店機会を創出する、テイクアウトに特化した割引クーポンを発行する事業を行います。これにより、市内飲食店等への経済支援と感染症予防の両立を図ります。割引額は1食あたり200円とし、割引クーポン券200円が5枚印刷されたチラシを世帯に1枚配布します。実施期間は5月1日から5月31日までとしています。

この事業に要する経費につきましては、令和2年度矢板市一般会計補正予算（第1号）を専決処分にて行いたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、専決処分の承認につきましては、直近に開催される議会で議案として提出しますので、ご審議のうえご了承いただきたく存じますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○教育総務課長（小瀧新平） 小中学校の臨時休校の延長等について3つご報告させていただきます。県北健康福祉センター管内での感染者の発生、国の緊急事態宣言の対象地域の全都道府県への拡大を踏まえ、4月24日金曜日まででございました臨時休校を、5月10日日曜日まで延長いたします。

なお、児童生徒のストレス解消等を図るため、引き続き臨時休校中の平日に限り、午前10時から午後3時まで校庭を開放します。また、児童生徒の学習支援につきましては、プリント等学習教材を追加配布し、担任による指導の実施など家庭学習支援や、家庭学習ノートの作成を推進するとともに、児童生徒の休校中の健康状態や家庭学習の状況の確認のため、分散して来校いただくことを今週中に実施することや、先生による家庭訪問も実施する予定でございます。

併せて、学校からの動画配信による学習支援の試行としまして、臨時休校期間中、学習習慣を継続できるように家庭学習の一つとして、ICT環境を活用して動画配信や、同時双方向型のオンライン授業・学習支援などの試行を行っていく予定です。

以上でございます

○子ども課長（田城博子） 学童保育と市内の保育所の実施についてご説明します。まず、小学校の臨時休校に伴いまして前回同様児童の受け入れ先である学童保育10クラブが開館しております。その運営スタッフについては、前回同様、いるスタッフで回しているところでございます。また、児童の出席状況は、本年度10クラブの通常の登録者数は451名で、その約51%の230名の方から臨時休校中の学童利用申請がございました。その申請者の概ね75%の利用状況でございます。

各家庭のご理解とご協力により、利用者につきましては少なくなっておりますが、今年度に入り新1年生が活動登録し、増加となっております。それが一つの要因でありまして、高学年の児童は自宅に居られるということで、高学年の児童は家にいて利用を控えている状況でございます。また児童館と子どもの広場につきましては、学校の臨時休校に合わせて休館となっております。



ます。

次に市内保育所等の保育の実施については、原則開園としております。その中で登園・出勤の一旦停止についてですが、具体的な事例をあげまして、最後に接触した日から原則2週間、登園・出勤の停止をお願いいたします。また、保育所等の児童又は職員に感染が確認された場合、その保育所等は臨時休園となります。

そのほか地域における感染の拡大の状況に応じて、保育の提供の縮小や臨時休園などの検討を行います。この件については4月14日付で各保育所等に通知し、市のホームページにて周知いたしました。

また4月16日に緊急事態宣言が全都道府県に発令されたことに伴い、期間を定め市内保育施設を利用する児童の保護者に対し、ご家庭で保育が可能な場合は、できる限りお子さんをご家庭で見てくださいという旨の保護者あての通知をお出しし、保護者による自主休園を要請したところでございます。なお、自主休園期間の保育料については、利用日数に応じて減額対応をとることといたしました。

通知による自主休園の状況を確認しましたところ、約5割弱の保護者がご家庭でお子さんを見ているという状況でございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（山口武） 社会教育施設及び放課後子ども教室についてご報告します。生涯学習館、矢板・泉・片岡公民館、農村環境改善センター及び各種スポーツ施設につきましては、5月10日まで引き続き施設貸出しを中止します。矢板武記念館、郷土資料館は5月10日まで引き続き休館とします。図書館につきましては昨日まで一部サービスの休止をしておりましたが、本日4月21日から5月11日まで休館とします。

放課後子ども教室は学校の休校と合わせまして、5月8日まで午前8時から午後6時まで児童をお預かりすることとします。現在放課後子ども教室で受け入れている児童数は、豊田小12名、乙畑小20名でございます。各校とも指導員と非常勤の教員で対応しております。また、児童の安全を確保することから、保健師の巡回を週1回行っておりまして、教室での環境、児童の体調管理について指導を受けているところでございます。

以上でございます。

- 社会福祉課長（石崎五百子） 城の湯温泉センターについてご報告いたします。感染症の予防のため、キャンプ場を含め全館を4月16日から5月6日まで休館とさせていただいております。こちらは今後の状況を見て変更はあると思います。

以上でございます。

- 建設課長（津久井保） 新型コロナウイルス感染拡大に係わる矢板市営住宅の家賃の減免の特例に関する実施要項の制定は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、収入が著しく減少し、一時的に本来の家賃の支払いが困難と認められた入居者に対して減免を実施するものであります。条例の規定に基づきその手続き法を定めたところでございます。

対象者は、入居者本人及び同居人の合計した収入月額が、発生前よりも20%以上減少した入居者といたします。ただし、家賃や市税の滞納者、住宅の明け渡し請求を求められた入居者は、除くことといたします。

減免額は現在の家賃の2分の1、減免の期間は申請の翌月から3か月といたしまして、状況が改善しない場合は期間の延長を認めることとします。減免の期限としては来年の3月分までと考えているところであります。

以上でございます。

○水道課長（柳田和久） 水道事務所としまして、水道料金及び下水道使用料の徴収猶予についてご報告します。今回の感染症拡大に伴って事業活動を縮小せざるを得ない事業者、あるいは世帯で主たる収入者の収入減等により、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難となった方を対象として、支払いを猶予するということをしております。

猶予となる対象は、4月と5月の請求分です。4月分は通常4月末が納期限ですが、これを4か月延長して8月31日まで、5月分も5月末を4か月延長して9月末の納期限としております。申請については、水道事務所の窓口で受け付けております。現在2名の方が申請しております。

以上でございます。

○総合政策課長 窓口延長の一時休止についてご報告します。感染拡大防止及び職員の感染リスク軽減のために、毎週月曜日に市民課などで実施している窓口延長を休止しております。昨日の4月20日分から休止しており、9月末までを休止とさせていただきます。

市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○総務課長 これまで、職員の定時退庁、事務室の定時換気、小学生までの児童の親などに対し、職務専念義務の免除を実施しておりました。これに加えて、新たに4つの対策について、実施の時系列ごとに説明させていただきます。

1つ目が時差出勤制度です。これまでも時差出勤の制度はありましたが、今回は電車通勤での3密を避けるために、電車通勤での職員に対し、通常勤務の1時間早出と1時間遅出の2種類の時差出勤を、4月13日から活用しており

ます。

2つ目が窓口での飛沫感染防止対策です。窓口業務の多い税務課、社会福祉課、子ども課、健康増進課、市民課、出納室の5課1室の窓口に、ビニールフィルムを4月18日に設置しました。

3つ目が職員の勤務体制についてです。職員の感染拡大防止、安全確保と危機管理の観点から、職員間の接触機会を半減させるため、各職場の勤務体制を2班に分け交代勤務制とし、本日から実施しております。これに併せ、出勤前の検温をし、所属長が管理することとしました。

勤務体制を2班に分けることにより、万が一職員から感染者が出た場合でも、業務を継続できるものと考えております。市民の皆様には、ご不便をおかけしないよう、心掛けて対応はしたいと考えておりますが、事態が非常事態でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4つ目が感染症対策班の設置です。これまで、新型コロナウイルス感染症対策は、健康増進課が通常業務を行いながら中心となって、全庁的に対応をしてまいりました。しかし、特別措置法の緊急事態宣言が全都道府県への拡大を受けまして、感染拡大防止対策、支援策等のさらなる実施、庁内外における関係部署及び関係機関との緊密な関係の一層の強化、など全庁を挙げて組織的に対応するため、健康増進課に感染症対策班を設置いたします。

班の概要は7名体制とし、健康増進課から、課長、課長補佐と総括保健師が兼務し、班長を健康増進課長が務めます。そのほかの班員は庁内各課から4名を併任する予定でございます。

以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、ご質疑等はありませんか。

○掛下議員 子どもの教育について質問します。試行としてオンライン教育に

ついて説明がありました。どのような条件でやっているのか教えて欲しいのと、できれば家庭にパソコンがあるところが結構あるので、そこだけでもオンライン教育をやっていけば無料でできると思いますので、その辺を質問したいと思います。

○教育総務課長 まず1点目につきまして、オンラインでどのような学習支援がということで、現在学校においては、無線環境やタブレットが整備されておりまして、そういったものを活用しまして、授業の状況をネット上で作り、配信することを、研修会を通して実施しているところでございます。過日、各学校の情報教育担当職員を対象とした研修会を実施し、そういった点をさらに研究しているところでございます。

授業内容については以上です。

○掛下議員 具体的に各家庭で受信してやるというところまでは至っていないのですか。

○教育総務課長 各家庭にLANの環境やタブレット、スマホといったものがあれば、実際に見ることが可能な状況になっています。ただそういった環境が整っていない児童・生徒につきましては、まだ見られない状況でございます。

○掛下議員 それでは、環境のある所では見られるというアナウンスをしていただければ、色々ちょっとやってみたいのをお願いします。

○議長 ほかにご質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤矢板市営住宅条例の一部改正について

○議長 報告を求めます。

○建設課長 資料はございません。

今回の一部改正につきましては、荒井市営住宅解体工事が3月に完了したことに伴いまして、住宅の棟数が6棟、管理戸数が24戸減少することによりまして、市営住宅条例の一部を改正するものであります。

なお、この一部改正の条例につきましては、次回臨時会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、ご質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### 4 その他

---

○議長 その他につきまして、議員、執行部から何かあります。

(なし)

#### 5 閉会

---

(11:00)

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。  
おつかれさまでした。